



徳島県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取  
に関する公示

徳島労働局一般公示第2号

徳島地方最低賃金審議会は、徳島県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、徳島県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年8月3日までに、徳島地方最低賃金審議会（徳島市徳島町城内6番地6 徳島労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年7月17日

徳島労働局長 亀井 崇